

令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【川崎臨港警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

県道6号（東京大師横浜）

【選定理由】

- ・ 大規模な会社・工場等が多数あり、また沿線に高校もあり、自転車での通勤・通学者も多く、出勤・通学時間帯、退社時間帯に自転車利用者が集中し、自転車通行可の歩道において、スピードを落とさず歩行者間を縫って走行する自転車も多い。
- ・ 雨天時の傘さし走行などのルール違反やマナーについての取締り要望もある。
- ・ **自転車関連事故2件**（令和3年）

県道6号（東京大師横浜）で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 傘差し運転
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄り**をすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 2 傘差し運転、ながら運転は危険！
片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。